

証券コード 352A
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

株主各位

札幌市北区北七条西4丁目5番地1
株式会社LIFE CREATE
代表取締役社長 前川 彩香

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://be-lifecreate.com/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「LIFE CREATE」又は「コード」に当社証券コード「352A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）午後3時
2 場 所	東京都目黒区上目黒2丁目1番1号 中目黒GTタワー9階（株式会社LIFE CREATE 東京オフィス）
3 目的事項	
報告事項	第17期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項	
第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	資本金の額の減少の件
第3号議案	取締役6名選任の件
第4号議案	取締役の報酬額改定の件
第5号議案	監査役の報酬額改定の件

4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、2008年北海道札幌市で設立し「自分を愛し、輝く女性を創る」を企業理念に掲げ、女性専用ブティック型フィットネススタジオをマルチブランドで展開し、拡大してまいりました。2025年4月24日、当社は東京証券取引所グロース市場に上場しました。

この上場を機に、企業の認知度向上とブランドイメージの統一を図るため、創業ブランドである「LOIVE(ロイブ)」に商号変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

創業ブランドであるホットヨガスタジオ「loIve」は、もっと自分を好きになる、をコンセプトに「愛(LOVE)の真ん中に私(I)がいる」を表現した造語となります。今回の商号変更によって、当社企業理念である「自分を愛し、輝く女性を創る」をより明確にメッセージ発信し、ブランド価値の向上と市場での競争力強化を目指すことを企図して、現行定款第1条(商号)を変更するものであります。なお、この定款変更是、2025年8月1日をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は、 <u>株式会社LIFE CREATE</u> と称し、英文では <u>LIFE CREATE Co., Ltd.</u> と表示する。	第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は、 <u>株式会社LOIVE</u> と称し、英文では <u>LOIVE Co., Ltd.</u> と表示する。

第2号議案 資本金の額の減少の件

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、これにより減少する資本金の額と同額がその他資本剰余金に計上されます。本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主のみなさまの所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

(1) 減少する資本金の額

資本金 567,497,010円のうち、557,497,010円を減少し、10,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2025年8月1日(予定)

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
	前川 彩香 (1978年12月14日)	2008年4月 当社設立 当社代表取締役社長(現任)	8,642,019株
【選任理由】			
1	2008年に当社を設立以来、代表取締役社長として当社の経営を指揮し、常に高いビジョンを持ちながらリーダーシップを発揮し企業価値の向上に貢献してまいりました。今後もその事業執行能力及び経営判断力を生かし、当社のさらなる成長と企業価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補と致しました。		
2	清水 敬太 (1978年5月2日)	2001年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2006年7月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2012年7月 株式会社あきんどスシロー入社 2013年7月 同社執行役員 経営企画本部長 2015年7月 同社取締役執行役員 社長室長兼情報システム担当 2016年2月 株式会社スシローグローバルホールディングス（現 株式会社FOOD&LIFE COMPANIES）執行役員 経営企画担当 2017年6月 同社執行役員 財務経理担当 2019年10月 同社上席執行役員 財務経理・投資事業管掌 2021年4月 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 執行役員 CFO 2021年7月 株式会社ドン・キホーテ 監査役 2021年9月 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 取締役兼執行役員 CFO 2024年1月 当社常務取締役 CFO 2025年1月 当社取締役副社長 CFO（現任）	57,141株
【選任理由】			
2024年当社の取締役に就任して以降、当社の事業拡大と業績成長の中心的役割を担っており、豊富な経験・実績・見識を活かすことにより、当社の企業価値の向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、その見識等を引き続き経営に活かすことにより、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者と致しました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	茂木 裕絵 (1974年11月15日)	2007年9月 有限会社OCC入社 2010年4月 当社取締役 2012年4月 当社取締役 バックオフィス担当 2015年4月 当社取締役 採用・総務担当 2019年4月 当社取締役 人事部・社長室GM 2021年4月 当社取締役 内部監査室長兼リスクマネジメント部GM 2024年12月 当社取締役 内部監査室長兼社長室長（現任）	17,142株
【選任理由】			
当社創業メンバーであり、創業以来当社の事業拡大のためにバックオフィスを中心に指揮を執り、強いリーダーシップを発揮してきました。また、当社事業に精通し、経験及び知識を有していることから、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者と致しました。			
4	代田 将己 (1973年5月4日)	1997年10月 株式会社光通信入社 2001年10月 ソニー株式会社入社 2003年10月 株式会社産業再生機構マネジャー 2004年4月 公認会計士登録 2006年1月 株式会社ファーストリテイリング経営管理部長 2009年12月 株式会社フォトクリエイト管理本部長 2013年9月 株式会社経営共創基盤ディレクター 2015年8月 株式会社トレタ執行役員CFO 2020年3月 当社入社 2021年5月 当社取締役 管理部GM（現任）	14,283株
【選任理由】			
経営戦略・管理・店舗ビジネス等、様々な会社への経営参画により豊富な経験と高い見識、実績を有しております。これらの経験・実績を生かして、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者と致しました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	石倉 壱彦 (1980年7月10日) 社外取締役	2005年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2014年6月 株式会社アカツキ監査役 2015年3月 株式会社3ミニッツ取締役 2018年10月 当社取締役（現任） 2018年11月 株式会社キャスター監査役 2018年11月 株式会社アカツキ執行役員 2018年11月 株式会社WARC取締役（現任） 2020年10月 Now Do 株式会社社外監査役（現任） 2021年12月 SDF キャピタル株式会社取締役 2022年1月 株式会社Akatsuki Ventures 代表取締役（現任） 2022年6月 株式会社アカツキ取締役（現任） 2022年11月 株式会社キャスター取締役	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】			
公認会計士として培われた専門的な知識・経験等、上場企業における取締役としての経験と幅広い知見を有していることから、経営全般についての助言・提言を期待して、社外取締役候補者と致しました。			
6	金井 統 (1978年9月29日) 社外取締役	2001年4月 株式会社NTT ドコモ入社 2008年7月 株式会社リクルート入社 2012年4月 株式会社リクルートジョブズ（会社分割により所属会社変更） 2020年4月 株式会社リクルートキャリア、リクルートジョブズ執行役員 マーケティングユニット長 2021年4月 株式会社リクルート マーケティング室ヴァイスプレジデント（現任） 2021年11月 当社取締役（現任）	8,571株
【選任理由及び期待される役割の概要】			
事業会社におけるマーケティングの経験と幅広い見識を有していることから、経営全般についての助言・提言を期待して、社外取締役候補者と致しました。			

- (注) 1. 前川彩香氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Ayakaが所有する株式数を含んでおります。
2. 前川彩香氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 石倉壱彦氏及び金井統氏は社外取締役候補者であり、金井統氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 石倉壱彦氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年9ヶ月となります。金井統氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年8ヶ月となります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。な

お、責任限定契約の適用は取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役が責任の原因となった職務について、善意かつ重大な過失のないときには限られます。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告17頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されると、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

2024年6月28日の株主総会において、取締役の報酬額を年額1億円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、経済環境や経営環境の変化により、取締役の責務や期待される役割が増大していること等、諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額改定をお願いするものです。報酬額は、取締役の報酬額を年額1億2,000万円以内（うち社外取締役分は1,500万円以内）に改定させていただきたいと存じます。また、この報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役は6名（うち社外取締役2名）となり、現在の員数から変更はありません。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

2023年6月28日の株主総会において、監査役の報酬額を年額1,560万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査役の責務が今後さらに増大すると考えられること等を考慮し、監査役の報酬額改定をお願いするものです。報酬額は、監査役の報酬額を年額1,860万円以内に改定させていただきたいと存じます。

現在の監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。

事 業 報 告

2024 年 4 月 1 日から

2025 年 3 月 31 日まで

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、深刻化する人手不足を背景に、賃金の伸びが拡大するなど雇用・所得環境が改善し、個人消費が持ち直したことを背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、為替相場の変動や原材料・エネルギー価格の高騰など依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社が属するフィットネス業界は、総合型とブティック型で構成されます。過去 20 年にわたり、ブティック型を中心に新規参入が活発化し、市場規模は拡大傾向にあります。顧客ニーズの変化や嗜好の多様化に応じて、総合型からブティック型にトレンドがシフトし、新業態やブランドの参入を契機にフィットネス人口が広がり、市場は拡大基調にあります。コロナ禍で一時停滞したものの、人々の健康志向の高まりや高齢化により、海外市場との比較も踏まえると、市場拡大のトレンドは継続すると見込んでおります。

このような状況において、当社は「自分を愛し、輝く女性を創る」をミッションとし、女性向けのブティック型フィットネススタジオを運営しており、2025 年 3 月末現在で日本全国に 150 店舗を事業展開しております。

当事業年度は、拡大するピラティス市場でのシェアを最大化するために、ピラティス K を 45 店舗出店しました。また、当社のオリジナルブランドである「アンドフィット（&Fit）」シリーズのプロテイン（マンゴーヨーグルト味）等の新商品を投入し、スタジオ運営に加えて、お客様がレッスンと組み合わせ効果が得られるような商品販売の拡大に取組みました。

以上の結果、当事業年度における売上高は 8,492 百万円（前年同期比 36.6% 増）、売上総利益は 3,301 百万円（前年同期比 40.2% 増）、営業利益は 1,004 百万円（前年同期比 38.1% 増）、経常利益は 930 百万円（前年同期比 39.1% 増）、当期純利益は 500 百万円（前年同期比 37.8% 増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は 1,732 百万円で、その主なものは、事業拡大を目的としてスタジオ 47 店舗（ピラティス K45 店舗、ロイブ 1 店舗、その他 1 店舗）を出店したことによるものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、金融機関からの借入により 1,757 百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前4事業年度の財産及び損益の状況

区分	期別	第14期 2022年3月期	第15期 2023年3月期	第16期 2024年3月期	第17期 (当事業年度) 2025年3月期
売上高（百万円）		4,237	4,839	6,217	8,492
経常利益又は経常損失（△） (百万円)		△123	390	668	930
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)		△176	92	363	500
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△) (円)		△51.34	8.41	29.97	40.59
総資産（百万円）		3,816	4,080	5,281	7,892
純資産（百万円）		172	523	1,136	1,636
1株当たり純資産額（円）		△89.69	△24.04	14.14	132.73

(注) 2025年2月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 成長基盤である人材採用・強化

当社のビジョンを実現していくためには、事業の持続的な成長と愛が溢れる理念浸透を両立することが重要であり、それを担っていく人材・組織開発を進めてまいります。

- ・成長を加速する人材採用にコミットし、成長する組織をつくる
- ・社員のやりがいを可視化する人事評価制度をアップデートする

② マーケティングの強化

当社事業において、売上高に対する広告宣伝費の割合は低く、低成本で集客を実現できているものの、新規顧客獲得のための広告宣伝活動は重要であると認識しております。当社は、広告宣伝活動の強化を推進するとともに、費用対効果の高い広告宣伝媒体・手法を常に開拓し、顧客獲得コストの最適化を図ってまいります。

③ 新ブランド・新商品の開発

今後当社が業績を伸ばしていくためには、コロナ禍以降急速に変化している消費者の購買行動や多様なニーズに合致した新商品やサービスの企画開発に努める必要があります。また、そのような消費者ニーズの変化に対応しながら、特に当社オリジナル商品やその他商品・サービスの充実と女性のライフサイクルの段階に応じた新商品や新サービスの投入強化を図ってまいります。

④ 社内管理体制の強化

当社は成長段階にあり、持続的に成長していくために、組織的な管理体制を整備・運用していくことが重要であると認識し、経営の公正性や透明性を確保するために、内部管理体制強化に取り組んでおります。事業が拡大していく中で、積極的な人材採用により従業員の増加が見込まれます。当社では、業務における属人性を排除し、組織規模の拡大に対応した社内管理体制の充実やシステム化が必要不可欠であると考えております。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

ブティックスタジオ事業

ホットヨガスタジオ「ロイブ (loIve)」
マシンピラティス専門スタジオ 「ピラティス K (pilates K)」
サーフエクササイズスタジオ「サーフフィット (Surf Fit)」
グループマシン筋トレスタジオ「レディーズジム (REDY'S GYM)」
ストレッチ＆筋トレスタジオ「ノビーストレッチ」

(6) 主要な営業所及び支店

本社 北海道札幌市北区

東京支店 東京都渋谷区

店舗 150 店舗

なお、本社は2024年12月に北海道札幌市中央区から移転し、東京支店は2025年4月に東京都目黒区へ移転しております。

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
758名 (55名)	196名増 (6名増)	27.4歳	2.6年

(注) 1. 従業員数には、役員（使用人兼務役員を含む）を含めておりません。

2. 従業員数の()は、アルバイト数の年間平均雇用人数であり、外数です。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,048百万円
株式会社北洋銀行	741百万円
株式会社商工組合中央金庫	481百万円
株式会社日本政策金融公庫	323百万円
株式会社りそな銀行	251百万円
株式会社三井住友銀行	189百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 12,329,871 株
- (3) 株主数 19 名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
前川彩香	5,430,219	44.0
株式会社 Ayaka	3,211,800	26.0
株式会社アカツキ	1,829,568	14.8
XTech2 号投資事業有限責任組合	571,428	4.6
佐藤俊介	300,000	2.4
ロッテベンチャーズ・ジャパン投資事業有限責任組合	275,598	2.2
三菱UFJ キャピタル9号投資事業有限責任組合	264,705	2.1
MTGV 投資事業有限責任組合	142,857	1.2
株式会社ポーラ・オルビスホールディングス	142,857	1.2
清水敬太	57,141	0.5

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1)当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第4回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2021年5月13日	2024年1月9日
新株予約権の数	108,000個	61,000個
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	普通株式324,000株	普通株式183,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
権利行使時の1株当たり 払込金額	77円	350円
新株予約権の行使期間	2023年5月14日から 2031年5月13日まで	2026年1月10日から 2034年1月8日まで
行使の条件	(注)	(注)
役員の保有状況		
取締役（社外取 締役を除く）	新株予約権の数 18,000個 目的となる株式数 54,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 20,000個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 2名
社外取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 9,000個 目的となる株式数 27,000株 保有者数 2名
監査役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

名称	第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日	2024年1月9日	2024年1月9日
新株予約権の数	61,000個	121,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 183,000株	普通株式 363,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	350円	350円
新株予約権の行使期間	2026年1月10日から 2034年1月8日まで	2026年1月10日から 2034年1月8日まで
行使の条件	(注)	(注)
役員の保有状況		
取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 20,000個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 45,000個 目的となる株式数 135,000株 保有者数 3名
社外取締役	新株予約権の数 9,000個 目的となる株式数 27,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名
監査役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名

名称	第9回新株予約権
発行決議日	2025年1月14日
新株予約権の数	83,200個
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	普通株式 249,600株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たり 払込金額	1,017円
新株予約権の行使期間	2027年1月16日から 2035年1月13日まで
行使の条件	(注)
役員の保有状況	
取締役（社外取 締役を除く）	新株予約権の数 71,000個 目的となる株式数 213,000株 保有者数 1名
社外取締役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名
監査役	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名

(注) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

- (1) 各新株予約権は、付与にあたって付与対象者と締結した割当契約書に基づき、下記の期日まで行使することができない旨が定められている。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
 - ① 第4回新株予約権：当社株式につき金融商品取引所への上場（以下「株式公開」）がなされた日から半年を経過する日まで
 - ② 第6回新株予約権：株式公開がなされた日から1年を経過する日まで
 - ③ 第7回新株予約権：株式公開がなされた日から2年を経過する日まで
 - ④ 第8回・第9回新株予約権：株式公開がなされた日から3年を経過する日まで
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又はその子会社の取締役、執行役、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。また、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について以下に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ① 新株予約権者が権利を行使する前に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合
 - ③ 新株予約権者が当社又は関連会社と競合する業務を営むなど、その名目を問わず競業行為

をした場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く

- ④ 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する倒産手続開始の申立があつた場合
 - ⑤ 反社会的勢力であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑥ 新株予約権者が当社との間で締結する割当契約の各規定に違反した場合
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はその権利を行使することができない。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第9回新株予約権
発行決議日	2025年1月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 11
新株予約権の数	83,200個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 249,600株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	1,017円
新株予約権の行使期間	2027年1月16日から 2035年1月13日まで
行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権は、付与にあたって付与対象者と締結した割当契約書に基づき、当社の株式につき金融商品取引所への上場がなされた日から3年を経過する日まで、行使することができない旨が定められている。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又はその子会社の取締役、執行役、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。また、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について以下に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - ① 新株予約権者が権利行使する前に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合
 - ③ 新株予約権者が当社又は関連会社と競合する業務を営むなど、その名目を問わず競業行為をした場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く
 - ④ 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する倒産手続開始の申立があつた場合
 - ⑤ 反社会的勢力であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

- (6) 新株予約権者が当社との間で締結する割当契約の各規定に違反した場合
 (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はその権利を行使することができない。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	前川 彩香	—
取締役副社長 CFO	清水 敬太	—
取締役	茂木 裕絵	内部監査室長兼社長室長
取締役	代田 将己	管理部GM
取締役	石倉 壱彦	株式会社アカツキ 取締役 株式会社 Akatsuki Ventures 代表取締役
取締役	金井 純	株式会社リクルート マーケティング室ヴァイスプレジデント
常勤監査役	柴野 忠道	楽天銀行株式会社 監査役
常勤監査役	山本 雅子	—
監査役	藤井 麻莉	三浦法律事務所 パートナー 株式会社サニーサイドアップグループ社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役石倉壱彦氏及び取締役金井純氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 2. 常勤監査役柴野忠道氏、常勤監査役山本雅子氏及び監査役藤井麻莉氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 3. 常勤監査役柴野忠道氏は、公認内部監査人の資格を有しております、監査に係る専門的な知識と実務経験を有しております。
 4. 常勤監査役山本雅子氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役藤井麻莉氏は、弁護士の資格を有しております、専門的な法律知識を有しております。
 6. 社外取締役金井純氏、常勤監査役柴野忠道氏、常勤監査役山本雅子氏及び監査役藤井麻莉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役との間ににおいて、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。なお、責任限定契約の適用は取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役が責任の原因となった職務について、善意かつ重大な過失のないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役及び監査役であり、保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がされた場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることになります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を

得た場合、若しくは法令または規則に違反することを認識しながら意図的に違法行為を行った場合には、填補の対象としないこととしております。

(4) 当期に係る役員の報酬等の総額等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、職責に応じた他社水準、及び事業年度ごとの業績水準を考慮した結果を個人別の基本報酬額と決定しております。

個人別の報酬額の決定については、株主総会で総枠の決議を得ており、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的な内容について委任を受け、社外取締役の意見を聴いて決定しております。当該委任を受けた代表取締役は、当該権限を適切に行使することを前提条件としております。

報酬等の額又はその算定方法の決定権限を有する者は、代表取締役社長であります。権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには創業者である代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

各取締役の報酬は 2024 年 6 月 28 日開催の取締役会決議により、代表取締役が案を策定し、社外取締役に諮問のうえ、報酬額を決定しております。各監査役の報酬については監査役会の協議により決定しております。

② 当該事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	70,650 千円 (8,250 千円)	70,650 千円 (8,250 千円)	-	-	6名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	15,600 千円 (15,600 千円)	15,600 千円 (15,600 千円)	-	-	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	86,250 千円 (23,850 千円)	86,250 千円 (23,850 千円)	-	-	9名 (5名)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2024 年 6 月 28 日の株主総会（同総会終結時点における取締役 6 名、うち社外取締役 2 名）において年額 100,000 千円以内と決議しております。また、監査役の報酬限度額は、2023 年 6 月 28 日の株主総会（同総会終結時点における監査役 3 名）において年額 15,600 千円以内と決議しております。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役である石倉壱彦氏は、株式会社アカツキ取締役であります。同社は当社発行済株式総数の 14.8% の株式を保有しております。また、石倉氏が取締役を務める SDF キャピタル株式会社について、同社が無限責任組合員として運営するスタートアップ・デットファンド 1 号投資事業有限責任組合は、代表取締役の前川彩香氏の資産管理会社である株式会社 Ayaka に 106 百万円を融資しております。前川氏の資本政策の一環で行ったものであり、2026 年 2 月 27 日に完済予定です。

- ・ 社外取締役である金井統氏は、株式会社リクルート マーケティング室ディビジョンオフィサーであります。同社と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・ 常勤監査役である柴野忠道氏は、楽天銀行株式会社監査役であります。同行と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・ 監査役である藤井麻莉氏は、三浦法律事務所パートナーであります。同所と当社との間には、特別の関係はありません。また、同氏は、株式会社サニーサイドアップグループ社外取締役監査等委員であります。同社と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役 石倉 壱彦	当事業年度に開催された取締役会 12 回全てに出席いたしました。 公認会計士として培われた専門的な知識・経験、上場企業における取締役としての経験と幅広い知見等から、取締役会では経営全般について積極的意見を述べ、専門的な立場から助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 金井 統	当事業年度に開催された取締役会 12 回全てに出席いたしました。 事業会社におけるマーケティングの経験と幅広い見識等から、取締役会では事業全般について積極的に意見を述べ、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 柴野 忠道	当事業年度に開催された取締役会 12 回のうち 11 回、監査役会 15 回のうち 14 回に出席いたしました。 公認内部監査人として豊富な経験と幅広い見識等から、経営監視の観点から適宜発言を行っております。
監査役 山本 雅子	当事業年度に開催された取締役会 12 回全て、監査役会 15 回全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的な知識、経験と見識等から、会計の観点から適宜発言を行っております。
監査役 藤井 麻莉	当事業年度に開催された取締役会 12 回全て、監査役会 15 回全てに出席いたしました。 弁護士としての高度な専門性と知識を活かし、事業全般についてコーポレート・ガバナンス強化のために法律面から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,060千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査や契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行い、審議した結果、これらについて妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヵ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う新規の締結を除く。)の処分を受けました。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、高い倫理性に基づき職務を執行するための諸規程を制定して、その周知徹底を図る。
 - ・リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社における法令違反または規程違反、またはそのおそれのある事実の早期発見に努めるとともに、日常的な啓蒙活動等を通じ、全社的なコンプライアンス活動を推進する。
 - ・取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
 - ・監査役は、「監査役監査基準」に従い経営から独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況及

び取締役の職務執行を監査する。

- ・当社は、「コンプライアンス規程」に基づき内部通報制度を整備し、法令違反等の早期発見、未然防止に努めるとともに、是正、改善が必要な場合は速やかな措置をとる。
- ・内部監査室は、「内部監査規程」に従って内部統制システムの整備・運用状況の監査を行い、その結果は適宜取締役会及び監査役に報告する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書又は電磁的記録の方法により適切に保存、管理する。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の経営に対するあらゆる損失の危険に対処するため「リスクマネジメント規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置をとり、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備する。
- ・当社の事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知した時は、速やかに部門責任者、リスクマネジメント部にその状況を報告するとともに、特に重要な事項は、取締役会及び監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「職務権限規程」、「稟議規程」に基づき、各取締役、従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲する。
- ・重要な業務執行に関する事項について取締役間及び経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。

⑤ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、会社は、監査役の職務を補助するため、適切な人材を配置しなければならない。
- ・前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、監査役会の同意を得る。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役は、監査役が同席する取締役会及びその他重要会議にて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反等、コンプライアンス上重要な事項を報告する。
- ・使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができる。
- ・監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ・当社は監査役に報告した取締役及び使用人に対して、通報または報告したことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じて、当該報告者を保護する。

⑦ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合はその請求が職務執行上必要ないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行う。
- ・監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、意思疎通を図る。

- ・監査役は、重要課題等について代表取締役、会計監査人、内部監査室、リスク・コンプライアンス委員会等との情報交換により連携を図る。
- ・監査役は、職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見やアドバイスを依頼することができる。
- ・監査役は取締役会のほか必要に応じて各種会議、打合せ等に出席することができる。

⑧ 反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、取引先がこれに関わる個人、企業または団体等であると判明した場合は当該取引先との取引を解消する。
- ・反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するため体制の運用状況の概要

当社は、2023年9月22日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の決議をいたしました。当社は、当該方針に基づいて内部管理体制を整備し、運用を行ってまいります。

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また、監査役は取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況はリスク管理について不適切な点がないかを検証しております。

また、内部監査室が各部門の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないかを監視しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	2,919,306	買掛金	43,985
売掛金	1,520,434	1年以内返済予定の長期借入金	617,269
商品	829,242	未払法人税等	396,124
前渡金	140,952	リース債務	2,996
前払費用	260,310	未払金	592,421
その他	189,919	賞与引当金	94,035
貸倒引当金	8,421	未払費用	210,084
	△29,974	契約負債	210,084
【固定資産】		【固定負債】	
(有形固定資産)	4,972,769	預り金	13,817
建物附属設備（純額）	3,723,817	その他	101,040
工具、器具及び備品（純額）	3,407,816		3,284,071
リース資産（純額）	227,613	長期借入金	2,761,475
建設仮勘定	8,463	リース債務	5,650
その他（純額）	21,200	資産除去債務	481,187
(無形固定資産)	58,723	その他	35,757
ソフトウエア	16,585		
		負債合計	6,255,581
(投資その他の資産)	1,232,366	(純資産の部)	
出資金	100	【株主資本】	1,636,494
長期前払費用	35,833	資本金	394,997
差入保証金	985,344	資本剰余金	799,497
繰延税金資産	210,428	資本準備金	590,747
その他	658	その他資本剰余金	208,750
		利益剰余金	442,000
		その他利益剰余金	442,000
		繰越利益剰余金	442,000
		純資産合計	1,636,494
資産合計	7,892,075	負債・純資産合計	7,892,075

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

2024年4月1日から

2025年3月31日まで

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		8,492,006
売上原価		5,190,509
売上総利益		3,301,497
販売費及び一般管理費		2,296,577
営業利益		1,004,920
営業外収益		
受取保険金	356	
その他	1,801	2,157
営業外費用		
支払利息	36,767	
支払手数料	12,782	
上場関連費用	26,350	
その他	860	76,761
経常利益		930,316
特別損失		
固定資産除却損	1,154	
減損損失	3,961	
事務所移転費用	9,666	
その他	914	15,695
税引前当期純利益		914,621
法人税等		
法人税、住民税及び事業税	436,393	
法人税等調整額	△22,246	414,147
当期純利益		500,473

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2024年4月1日から

2025年3月31日まで

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計
当期首残高	394,997	590,747	208,750	799,497	△58,472	△58,472
当期変動額						
当期純利益	-	-	-	-	500,473	500,473
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	500,473	500,473
当期末残高	394,997	590,747	208,750	799,497	442,000	442,000

	株主資本	純資産合計
	株主資本 合計	
当期首残高	1,136,021	1,136,021
当期変動額		
当期純利益	500,473	500,473
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-
当期変動額合計	500,473	500,473
当期末残高	1,636,494	1,636,494

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

【個別注記表】

(重要な会計方針)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 4～20年

工具、器具及び備品 2～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な取引における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）会費売上

当社が運営するブティックスタジオの月額会員は、会員に対して会員種別等に応じた利用機会を提供することを履行義務としています。会費等（月額会費及び施設維持費等）は毎月履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、取引の対価は概ね各月において履行義務の充足する前月に前受けするか、履行義務の充足時点から概ね一ヶ月以内に受領します。

単発利用のチケット売上は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、利用状況に応じて収益を認識しております。

入会金等（入会金及び施設利用料）は、会員に対してレッスンを受ける権利を提供することを履行義務としており、その履行義務はサービス提供期間である会員の在籍期間にわたり充足されるものと考えられ

のことから、その平均在籍期間にわたり収益を認識しております。平均在籍期間は、過去の実績に基づき入会から退会までの期間を平均し算出しております。

(2) 商品売上

商品売上については、顧客に対する商品の引渡しを履行義務としており、商品を顧客に引き渡した時点で当該商品の支配が移転し、履行義務が充足されるものと判断して収益を認識しております。なお、対価についても履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めて表示していた「事務所移転費用」は、その金額の重要性が高まったことから、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「事務所移転費用」は、6,240千円であります。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年3月31日)
有形固定資産	3,723,817
無形固定資産	16,585
長期前払費用	35,833
減損損失	3,961

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、固定資産の減損会計の適用にあたり、原則として、各店舗を最小単位としてグルーピングをしたうえで、「固定資産の減損に係る会計基準」等に従い、資産又は資産グループに減損の兆候が把握された場合、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は、固定資産の正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により算定しております。

固定資産の減損損失の認識と測定における将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、経営者が承認した事業計画に基づいた予測値を利用してあります。事業計画の主要な構成要素である売上高は、主に会費売上、商品売上から構成され、将来の変動可能性を考慮し、事業計画に反映させております。

② 主要な仮定

資産又は資産グループごとの将来キャッシュ・フローを見積もるにあたっての主要な仮定は、将来の会員数や会員単価、人件費や光熱費等の予測などであります。将来の会員数や会員単価については、自店舗における過去実績などをもとに見積もっております。人件費については、従業員数や給与単価の変動をもとに見積もっております。光熱費等については、最新の電気料等を加味して見積もっております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は、事業戦略の変更や外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表関係)

資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 1,448,957千円

(損益計算書関係)

減損損失に関する事項

場所	用途	種類	減損損失（千円）
北海道地域 1 店舗	店舗設備	建物附属設備等	2,962
関東地域 1 店舗	店舗設備	建物附属設備等	998
合計			3,961

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗を基本単位として資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗のうち、資産グループの固定資産簿価を回収できないと判断した資産グループについて減損損失を認識しております。当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	3,171,426	9,158,445	—	12,329,871
A種優先株式(株)	938,531	—	938,531	—
合計	4,109,957	9,158,445	938,531	12,329,871
自己株式				
普通株式(株)	—	—	—	—
A種優先株式(株)	—	938,531	938,531	—
合計	—	938,531	938,531	—

(注) 普通株式の発行済株式数の増加9,158,445株は、2024年12月24日開催の取締役会決議により、2025年2月1日付で普通株式1株を普通株式3株に株式分割したことによるものであります。また、A種優先株式の発行済株式数の減少938,531株及び自己株式数の増加及び減少938,531株は、2024年12月24日開催の取締役会決議において、A種優先株式のすべてにつき2025年1月14日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付し、2025年1月23日付ですべてのA種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却したことによるものであります。

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

3 当事業年度の末日における新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式 378,000 株

(税効果会計関係)

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失否認額、資産除去債務等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用であります。

(リース取引関係)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗備品の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主にブティックスタジオ事業を行うための出店投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、出店する際の賃貸借契約に伴うものであり、出店先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等は、ほとんど1年以内の支払期日であります。これらの営業債務は流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に出店に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で11年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

差入保証金については、相手の信用状況を把握するとともに、信用状態が危惧される場合は、速やかに回収を図るなどリスクの低減に努めております。

② 資金調達に係る流動性リスク

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定水準以上の手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク（金利の変動リスク）

借入金の一部については、長期の変動金利で調達しているため、金利の変動リスクに晒されておりますが、継続的に金利の状況を把握し、借入先及び借入条件の見直しを行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	985,344	947,774	△37,570
資産計	985,344	947,774	△37,570
長期借入金 (※)	3,378,744	3,356,783	△21,960
負債計	3,378,744	3,356,783	△21,960

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金銭債権の償還予定期

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,520,434	-	-	-
売掛金	829,242	-	-	-
差入保証金 (※)	5,600	-	-	-
合計	2,355,276	-	-	-

(※) 差入保証金については、償還予定期が確定しているもののみ記載しており、返済期日を明確に把握できないもの 979,744 千円については、償還予定期に含めておりません。

(注2) 社債、長期借入金の決算日後の返済予定期

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	617,269	699,226	1,019,282	504,914	319,425	218,628
合計	617,269	699,226	1,019,282	504,914	319,425	218,628

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	947,774	—	947,774
資産計	—	947,774	—	947,774
長期借入金	—	3,356,783	—	3,356,783
負債計	—	3,356,783	—	3,356,783

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期及び国債の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引)

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及 び主要 株主	前川彩香	—	—	当社代表取 締役社長	(被所有) 直接44.0 間接26.0	債務被保証	店舗等の賃 貸借契約に 対する債務 被保証 (注)	—	—	—

(注) 店舗等の賃借料について債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度に支払った賃借料は、791,379千円であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

ブティックスタジオ 事業	
会費売上	7,876,757
商品売上	605,511
その他	9,737
外部顧客への売上高	8,492,006

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	623,525
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	829,242
契約負債（期首残高）	678,596
契約負債（期末残高）	899,735

契約負債は、ブティックスタジオの月額会員（顧客）から受け取った前受金であり、履行義務を充足するまで契約負債として認識されます。

契約負債の期首残高のうち認識した収益の金額は、668,186千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末時点未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	887,490
1年超2年以内	12,244
合計	899,735

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額 132円 73銭

1株当たり当期純利益 40円 59銭

(注) 2025年2月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(公募による新株発行)

当社は、2025年4月24日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。本上場にあたり、2025年3月21日及び2025年4月8日の取締役会において、公募の方法による普通株式の発行を行うことを決議し、2025年4月23日に払込が完了いたしました。

発行方法	一般募集（ブックビルディング方式）
払込期日	2025年4月23日
発行する株式の種類及び数	普通株式 300,000株
発行価格	1株につき1,250円
引受価額	1株につき1,150円
資本組入額	1株につき575円
発行価格の総額	375,000千円
引受価額の総額	345,000千円
増加する資本金の額	172,500千円
増加する資本準備金の額	172,500千円
資金の使途	ピラティスク等の出店費用

(資本金の額の減少)

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、2025年6月26日開催予定の当社第17回定時株主総会に、下記のとおり資本金の額の減少について付議することを決議しました。

1. 資本金の額の減少の目的

今回の資本金の額の減少は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保すること目的として行うものであります。

2. 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少後の資本金の額

資本金567,497,010円のうち、557,497,010円を減少し、10,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(3) 計算書類に与える影響

本件の資本金の額の減少は、「純資産の部」における勘定科目内の振替処理であるため、当社の純資産額及び発行済株式総数の変更ではなく、業績に与える影響はございません。また、本件は、2025年6月26日開催予定の当社第17回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

3. 資本金の額の減少の日程

- (1) 取締役会決議日 2025年5月22日
- (2) 定時株主総会決議日 2025年6月26日（予定）
- (3) 債権者異議申述公告日 2025年6月30日（予定）
- (4) 債権者異議申述最終日 2025年7月31日（予定）
- (5) 減資の効力発生日 2025年8月1日（予定）

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

株式会社LIFE CREATE
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
札幌事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村 知弘
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中瀬 朋子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社LIFE CREATEの2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、札幌本社及び東京本部において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、店舗については、店舗の責任者及びスタッフと意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて運営状況の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月3日

株式会社LIFE C R E A T E 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	山本 雅子
常勤監査役（社外監査役）	柴野 忠道
監査役（社外監査役）	藤井 麻莉